

令和元年度 FOODEX JAPAN 2020出展業務
企画提案コンペ 参加仕様書

1. 委託業務を行う目的

三重県産農林水産物等（加工品（食品及び真珠製品に限る）を含む。以下「県産品」という。）の販路拡大を図るため、国内最大規模の食の展示会である FOODEX JAPAN 2020に出展し、県産品の情報発信およびバイヤーとの商談機会の創出を行います。

2. 企画提案コンペを行う目的

食品展示会等において効果的に情報発信を行うためには、ブースの展示や装飾など、バイヤーの目をひく展示を行うためのノウハウ等が必要となります。業務目的を達成するためには、そうしたノウハウ等を効果的に活用しながら事業を実施していくことが求められることから、広く公募を行うものです。

3. 委託業務の内容（詳細は別紙業務仕様書のとおり）

- (1) 委託業務名 令和元年度FOODEX JAPAN 2020出展業務
- (2) 委託期間 契約日から令和2年3月19日（木）まで
- (3) 成果品 委託業務実施報告書（正本1部、副本1部）及びその内容を記録した電子記録媒体（CD-R）（1部）
その他必要な資料一式

4. 契約上限額

1, 375, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ① 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ① 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- ② 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ③ 三重県が賦課徴収する税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

6. 提出を求める企画提案資料及び提出部数

- ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）及び添付書類・・・1部
※ 必要な場合は、委任状を提出すること。
- ② 見積書（任意様式）・・・8部（正1部、写し7部）
※ 「消費税込み」価格か「消費税抜き」価格かを明記してください。
- ③ 業務体制（任意様式）・・・8部（正1部、写し7部）
- ④ 業務実施スケジュール（任意様式）・・・8部（正1部、写し7部）

- ⑤ 企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部（正1部、写し7部）
- ⑥ その他資料
提案事業者の活動概要がわかる資料（組織概要や体制等がわかる書類。自社パンフレット等でも可能）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部（正1部、写し7部）

7 企画提案コンペの実施方法及び最優秀提案者決定の評価基準

この仕様書に基づき提出された企画提案資料により、別に設置する令和元年度「FOODEX JAPAN 2020 出展」業務委託企画提案コンペ選定委員会において、実績・経験、企画内容、独創性、協力体制及び当該業務の実施体制等の優位性について、その内容の審査を行い、見積価格を勘案のうえ総合的に最優秀受託候補者を選定する。

(1) 企画提案資料の提出

- ① 提出期限 令和元年11月22日（金）12時まで
- ② 企画提案資料提出先
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産物・食品輸出促進協議会事務局 小林・勢力あて
（三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課内）
- ③ 提出方法
上記提出先へ持参または郵送による送付
（メール及びファクシミリでの提出は不可）
- ④ 受理の確認
企画提案資料を郵送にて提出する場合は、提出期限までに電話にて事務局に受理の確認を行ってください。

(2) 企画提案書の審査

- ア 審査
審査は、提出された応募書類等の書類審査とする。
- イ 審査結果の発表
審査の結果については、令和元年11月29日（金）までに連絡する。

(3) 委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議の上、委託契約を締結する。

(4) 選定のための評価基準

審査に当たっては、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

- ① 企画性
 - ・事業の目的を達成するための的確な提案がなされているか。
 - ・食品見本市への出展について、事業成果の期待できる内容となっているか。
- ② 独自性
 - ・独自のアイデアが盛り込まれ、インパクトのある内容となっているか。
- ③ 専門性
 - ・過去に食品見本市での類似の業務実績があり、県産品の販路開拓支援などに関する豊富な知識と経験を有しているか。
- ④ 経済性
 - ・費用対効果の観点から、効果的か。

⑤ 業務推進体制

- ・三重県農林水産物・食品輸出促進協議会事務局との連絡体制や法令順守の体制は十分か。
- ・業務遂行に必要な人材を配置し、期限内に履行できる体制を整えているか。

8. 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

入札公告の翌日から令和元年11月15日(金)12時まで。

(2) 質問の方法

当企画提案コンペに関する質問は、文書(様式任意、ただし規格はA4版)にて行うものとし、下記の連絡先まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出するものとします。ファクシミリまたは電子メールにて提出する場合、送信後、必ず電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名のほか、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続的な事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答できませんのでご了承ください。

(4) 質問に対する回答

御質問に対する回答は、電子メール、ファクシミリ、電話のいずれかにより回答させていただきます。

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者との契約締結には、下記の書類が1部ずつ必要となる。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額がないこと用)(有料)」(所管税務署が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの)の写し・・・・・・・・・・ 1部

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し・・・・・・・・・・ 1部

(3) 契約実績証明書(様式2)・・・・・・・・・・ 1部

過去3年間の、今回の委託金額と同規模程度(又は同規模以上)の契約実績について記載してください。

10 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会事務局(三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課内)において示す。

(2) 契約時に契約保証金を納付すること。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしてい

る者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、契約の相手方が過去三年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除する。

ただし、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模を同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出すること。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会事務局（三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課）において行う。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

12 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 発注所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

15 その他

- (1) 企画提案書及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とする。
- (3) 提出のあった各提案書については返還しない。
- (4) 契約に係る委託料の支払い等は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会経理規定
に従うこと。

16 担当部局

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会 事務局

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 担当 小林、勢力

電 話 0 5 9 - 2 2 4 - 2 4 5 8 F A X 0 5 9 - 2 2 4 - 2 0 7 8

E-mail export@pref.mie.lg.jp